

(300㎡未満の貯蔵能力で、貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

一般規則第18条第2号	イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等により貯蔵する場合は、通風の良い場所ですること。	
	ロ	第6条第2項第8号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及びびこの基準に適合することを要しない。	
	一般規則第6条第2項第8号	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
		ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。
		ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
		ニ	容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間に有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。
		ホ	充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度40度（容器保安規則第2条第3号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第4号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第40条第1項第4号ハ、第49条第1項第5号、第50条第2号及び第60条第7号において同じ。）以下に保つこと。
		ヘ	圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度65度以下に保つこと。
		ト	充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
	チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	
	ハ	シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。	
ニ	シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後60日を超えないものをする。ただし、純度98%以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。		
ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器（消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充填してあるものを除く。）によりしないこと。ただし、法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行つたところに従つて貯蔵するときは、この限りでない。		
ヘ	一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したもの（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第8条第1項第10号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第48条第5項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。		